

第 71 号 議 案

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 9 月 12 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 旅館業法施行条例（昭和33年長崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項、<u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項第 7 号、同条第 3 項第 5 号、法第 3 条第 3 項第 3 号、同条第 4 項、法第 4 条第 2 項及び法第 5 条第 1 項第 4 号</u>の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宿泊の拒否)</p> <p>第 6 条 <u>法第 5 条第 1 項第 4 号</u>の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項並びに<u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項第 7 号、同条第 3 項第 5 号、法第 3 条第 3 項第 3 号、法第 3 条第 4 項、法第 4 条第 2 項並びに法第 5 条第 3 号</u>の規定に基づき、構造設備の基準、施設について講ずべき措置、社会教育に関する施設の範囲等、宿泊を拒むことができる場合その他法及び政令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宿泊の拒否)</p> <p>第 6 条 <u>法第 5 条第 3 号</u>の規定により、営業者が客の宿泊を拒むことができる場合は、次のとおりとする。</p>

(1)～(3) 略
(手数料)
第7条 略

2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のとおりとする。

番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額
1	略			
2	法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</u>	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	7,400円
3～5	略			

(1)～(3) 略
(手数料)
第7条 略

2 前項の規定による手数料の種別及び金額は、次の表のとおりとする。

番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額
1	略			
2	法第3条の2第1項又は <u>第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</u>	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	7,400円
3～5	略			

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 興行場法施行条例（昭和59年長崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 譲渡による場合</p> <p>ア <u>届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p> <p>イ <u>譲渡人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</u></p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>

ウ 譲渡の年月日	
エ 興行場の名称及び所在地	
(2)～(4) 略	(1)～(3) 略
2 略	2 略

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。